

国民年金は……みんなの力で支え合い、これからのために

国民年金はみんなで支え合い、すべての国民に老後の基礎的な生活保障や、障害になったときの保障を行うことを目的にした制度です。高齢化社会を迎え、より充実した老後を過ごすために、考えてみましょう。あなたの年金ー。

あなたが加入する年金の種類は？

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人が必ず加入しなければなりません。あなたが加入するのは、次の三種のうちどれになるのかを確認してみてください。



●第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人で、厚生年金や共済組合に加入していない人は、第1号被保険者として加入することになります。農業、商業、サービス業などの自営業や自由業、無職の人とそれらの配偶者、学生などが該当します。また収入が多く扶養されていない配偶者も第1号被保険者になります。

●第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入しているサラリーマンやOLの人は第2号被保険者に該当します。これらの人は自動的に国民年金にも加入することになるので、加入手続きは不要です。



●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人は第3号被保険者になります。「扶養されている」とは健康保険証の被扶養者欄に名前が書かれていることです。



保険料の月額は？

保険料は物価にスライドして毎年改定されます。4月からの保険料は月額1万2,300円になります。保険料を納めなければならぬのは、第1号被保険者です。第2号被保険者は、それぞれの年金制度から、第3号被保険者は扶養者が加入している年金制度から国民年金制度に保険料が支払われているので、個別に納める必要がありません。なお、第3号被保険者で昭和61年4月以降に届出をしていない期間がある場合、その期間も制度の改正で保険料納付期間として認められることになりました。特例届の用紙が社会保険事務

保険料が納められないときは？

国民年金の支給を受けるためには、20歳から60歳まで保険料を納めなければなりません。その間に、病気や生活の困難などで保険料を納められないときは、保険料の免除を申請できます。保険料の未納をそのままにしておくと、年金の支給が受けられない場合があります。免除が認められれば、その期間は年金を受けるための資格期間として認められます。ただし、年金額は通常の3分の1になります。

保険料の納入は便利な口座振替を
 保険料の納入は、便利な口座振替をお勧めします。
口座振替手続きに必要なもの
 ・ 納付書
 ・ 預金通帳
 ・ 届出印



これらをお持ちになって金融機関の窓口の申し込み用紙に必要事項を記入して手続きをしてください。

基礎年金は3種類

国民年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。厚生年金や共済年金は、この基礎年金にそれぞれ上乗せして支給されます。厚生年金などを受けるには基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていることが基本的な条件です。つまり、国民年金はすべての年金の基本になっているわけです。



老齢基礎年金は保険料を25年以上納めると65歳から支給されます。大正15年4月2日以降に

生まれた人が対象となります。支給には、保険料を納めた期間が最低でも25年以上必要です。年金額は加入期間によって変わります。加入可能な年数は生年月日に応じて左表のようになっています。全期間を納めた場合、年金額は年額78万5,500円です。加入可能年数に満たない場合は、減額されます。

●加入可能年数表

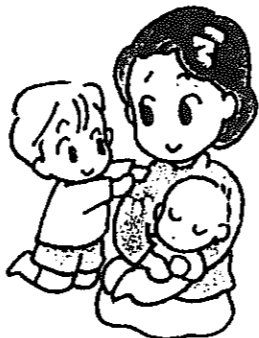
生年月日	年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以降	40年



国民年金に加入している間に、病気やけがをして障害が残ったときに支給されます。20歳になる前の病気やけがで障害者になった場合は、20歳から支給されます。支給は病気やけがで、初めて医師にかかった日から1年6カ月たつて、基準以上の障害が残った場合にその翌月から支給されます。年金の額は障害者等級の1級で98万1,900円、2級で78万5,500円です。ただし、年金の支給には最近1年間に保険料の未納金がなく、加入期間のうち保険料を納めた期間が3分の2以上であることが条件です。



一家の働き手が亡くなったとき、18歳未満の子供がいる妻とその家族に年金が支給されます。父母が亡くなり、子供が残されたときには、その子供に支給されます。子供がいない妻は支給を受けられません。年金の額は子供1人の場合、基本額と加算額を合わせて10万1,500円です。子供だけが残された場合は基本額のみ支給されます。



第1号被保険者の独自給付

第1号被保険者には次のような年金の支給もあります。

死亡一時金	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

忘れずに請求を

すべての年金は受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されません。忘れずに年金係や社会保険事務所に請求してください。

国民年金に関する問い合わせは市役所市民生活課年金係（☎373・2111④223）へ